

高齢者の見守り活動に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、高齢者等の見守り活動に関する協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、甲及び乙が相互に連携し、乙の日常業務に支障のない範囲で「高齢者の見守り活動」に取り組むことによって、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 乙は、通常の業務活動中に、高齢者等から支援や保護を求められた場合又は訪問先で異変等を発見した場合は、甲又は甲が指定した機関へ通報するものとする。

2 甲は、前項の規定による通報を受けた場合は、速やかに関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。

3 本条第1項の規定による通報にかかる費用は、乙の負担とする。

（免責事項）

第3条 乙は、第2条第1項の規定による通報内容に誤りがあった場合、又は何らかの事情により当該通報を行うことができなかつた場合であっても、高齢者に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 本協定の実施によって生じた一切の苦情、紛争等については、甲乙両者が誠意をもって処理解決に当たるものとする。

（守秘義務）

第4条 乙は、本協定に係る見守り活動に関して知り得た個人情報を、当該者の了解を得ず第三者に漏らしたり、その活動以外の目的に利用してはならない。本協定に基づく連携が終了した後においても同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日からその日の属する年度の末日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも文書による終了の申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を申し出たときは、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、本協定の解除に関して何らかの損害賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、見直しを行うものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月13日

甲 北海道富良野市弥生町1番1号

富良野市長 北 猛俊

乙 東京都千代田区有楽町1-13-1
第一生命保険株式会社

旭川支社長 坂本 一郎

確認書

令和3年12月13日付で、富良野市（以下「甲」という。）と第一生命保険会社（以下「乙」という。）との間で締結した「高齢者の見守り活動に関する協定書」（以下「本協定」という。）に定めがあるもののほか、次のとおり確認する。

（対象者）

第1条 本協定の対象者は、乙が通常業務を行う際、顧客として関わりのある高齢者等とする。

（事業者の協力内容）

第2条 乙は、通常業務を行う際に、次の各号のいずれかに該当する異変等を発見した場合は、その状況等を総合的に判断し、必要に応じて甲に連絡するものとする。

ただし、対象者が倒れているなどで緊急を要する場合は、乙において警察、消防署等に連絡するよう努めるものとする。

- (1) 郵便受け等に新聞、郵便物等が相当量たまっているとき。
- (2) 物干しに干されている洗濯物の状況に変化がないとき。
- (3) カーテンが日中も閉められたままの状態又は夜間に閉められていない状態が数日間続いているとき。
- (4) 相当期間、除雪が行われている形跡がないとき。
- (5) 上記に掲げるもののほか異変等があると思われるとき。

（甲の連絡先）

第3条 前条に規定する甲の連絡先は、次のとおりとする。

富良野市保健福祉部 高齢者福祉課
地域包括支援センター（電話番号：0167-39-2255）

（対応日時）

第4条 この確認書に基づいて甲と乙が対応する日及び時間は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から5日及び12月31日は除く）の午前9時から午後5時までとする。

（その他）

第5条 乙は、この確認書に基づく取り組みを円滑に実施するため、対象者の緊急連絡先を把握するほか、乙の組織内における緊急時の連絡体制を可能な限り整えるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月13日

甲 北海道富良野市弥生町1番1号

富良野市長

北 猛俊

乙 東京都千代田区有楽町1-13-1

第一生命保険株式会社

旭川支社長

坂本 一郎